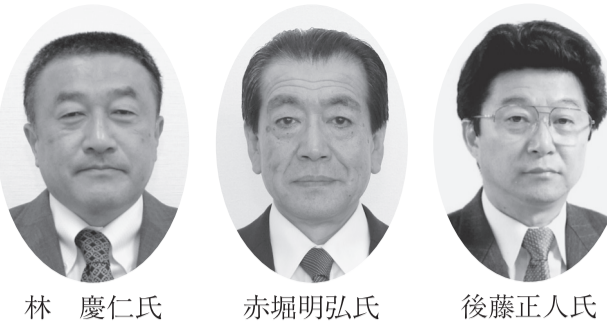


行政委員の選任

市議会5月臨時会で同意を得て次の行政委員が選任されました。

☆教育委員会委員を選任

教育委員会委員に、後藤正人氏(蕨部町4丁目)、赤堀明弘氏(片柳町1丁目)が再任され、林慶仁氏(岩舟町小野寺)が新たに選任されました。任期は、後藤氏と赤堀氏が5月19日(平成30年5月18日)まで、林氏が5月19日(平成29年5月18日)までです。



☆監査委員を選任

藤沼康雄氏(藤岡町赤麻)、千葉正弘氏(大平町新)が、監査委員に選任されました。任期は、藤沼氏が5月18日から平成30年5月17日まで、千葉氏が5月15日から平成30年4月24日までです。なお、監査委員は、2人の委員で構成され、市の財務に関する事務等が適切かつ効率的に行われているか、監査を行います。

固定資産評価審査委員会は、6人の委員で構成され、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査を行います。



藤沼康雄氏



千葉正弘氏

☆公平委員会委員を選任

公平委員会委員に、羽根田克子氏(錦町)が再任され、山隆氏(都賀町合戦場)が新たに選任されました。任期は、5月18日から平成30年5月17日までの4年間です。公平委員会は、3人の委員で構成され、市職員の給与や勤務条件に関する審査事務および不利益処分不服審査事務を行います。



羽根田克子氏



山隆氏



佐山隆氏

☆固定資産評価審査委員会委員を選任

固定資産評価審査委員会委員に、落合晃雄氏(岩舟町静和)が新たに選任されました。任期は、5月15日から平成29年5月14日までの3年間です。



落合晃雄氏

☆選挙管理委員会委員を選任

片柳実氏(沼和田町)、佐山潔氏(大平町野野田)、仲田待子氏(西方町元)、小島嘉子氏(岩舟町鷺巣)が選挙管理委員会委員に選任されました。任期は6月4日(平成30年6月3日)までの4年間です。選挙管理委員会は、4人の委員で構成され、各種選挙について、その事務を管理執行、選挙人名簿の調整、裁判員・検察審査員の選定のほか選挙に関する啓発などを行います。



片柳実氏



佐山潔氏



仲田待子氏



小島嘉子氏

教育委員会委員について

本教育総務課 ☎(21)2462

監査委員・公平委員・固定資産評価審査委員会委員について

本職員課 ☎(21)2351
選挙管理委員会事務局 ☎(21)2531



栃木市マスコットキャラクター「とち介」

岩舟町区長を選任

地域自治区である岩舟町の区長に、6月1日付けで、山崎仁一氏を選任しました。任期は、平成27年3月31日までです。山崎氏は、旧岩舟町職員として農業委員会事務局長、経済課長、会計管理者兼出納室長などを歴任し、平成24年2月から合併時まで副町長を務めました。



山崎仁一氏

区長は、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに市の円滑な行政運営と均衡ある発展を図るため、地域の代表・調整役として、地域協議会やまちづくりに関する事務を主に担任します。

本地域まちづくり課 ☎(21)2331

教育委員長等を選任

市教育委員会は、5月19日付けで教育委員長に、後藤正人氏を選任(再任)しました。また、教育委員長職務代理者に筑比地幸子氏を、

教育長に赤堀明弘氏を任命(再任)しました。



筑比地幸子氏

特定健康診査・保健指導

★特定健康診査・健康診査を受けましょう

平成26年度より受診券の配布方法が変わりました。お手持に届いた「けんしんパスポート」の中に、特定健康診査(国民健康保険加入者)・健康診査(後期高齢者医療制度加入者)の受診券が綴じられています。ぜひ受診してください。

【特定健康診査】

特定健康診査は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査で、該当者と予備群となる方を早期に発見し、生活習慣改善のための特定保健指導を行うことを目的としています。

また、受付の際には、必ず受診券と被保険者証を提示してください。

※岩舟地域にお住まいの方の受診券は6月下旬に発送予定です。また、岩舟地域の方に限り、6月に岩舟会場で集団健診を受ける場合は受診券がなくても受診できます。

※健康診査は、集団健診または個別健診のどちらか一方選択です。受診券は1回のみ使用となります。

- ①けんしんパスポートに関すること
②健康増進課 ☎(25)3511
③受診券に関すること
④特定健康診査
⑤後期高齢者医療健康診査
⑥健康増進課 ☎(25)3511
⑦健康福祉課 ☎(45)1788
⑧健康福祉課 ☎(62)0904
⑨健康福祉課 ☎(29)1103
⑩健康福祉課 ☎(92)0311
⑪健康福祉課 ☎(55)7759

を受けることができます。退職(失業)された方の所得を審査対象から除外する退職特例免除の制度もあります。

◇申請に必要なもの
年金手帳・印鑑・雇用保険被保険者離職票(退職された方)
※代理申請の場合には、委任状及び代理人の免許証等をお持ちください。

※本人の所得のほか、世帯主(納付猶予は除く)、配偶者の所得も審査対象です。
※25年度に全額免除・若年者納付猶予が承認されている方、継続を承認されている方が引き続き同じ免除申請を希望する場合には手続きは不要です。

- ①生活環境課 ☎(43)9216
②生活環境課 ☎(62)0903
③生活環境課 ☎(29)1102
④生活環境課 ☎(92)0307
⑤生活環境課 ☎(55)7762
⑥生活環境課 ☎(43)9216
⑦生活環境課 ☎(62)0903
⑧生活環境課 ☎(29)1102
⑨生活環境課 ☎(92)0307
⑩生活環境課 ☎(55)7762

後期高齢者医療制度

8月から「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。後期高齢者医療制度に加入されている方へ、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送ります。(保険料の納付状況で、送れない場合もあります)これは8月以降病院等を受診する際に必要になります。
なお、自己負担割合は、平成25年の住民税課税所得145万円を基準とし、基準未満の方は1割、基準以上の方は3割となります。

- 本 保険医療課 ☎(21)2137
大 生活環境課 ☎(43)9216
藤 生活環境課 ☎(62)0903
都 生活環境課 ☎(29)1102
西 生活環境課 ☎(92)0307
岩 生活環境課 ☎(55)7762